感染症の予防及びまん延防止のための指針

公益社団法人岩手県看護協会 二戸訪問看護ステーション 千厩訪問看護ステーション 東山訪問看護ステーション 居宅介護支援事業所東山

1 基本的な考え方

公益社団法人岩手県看護協会(以下、「協会」という。)が設置・運営する訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所(以下「事業所」という)は、利用者および職員の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのために事業所は、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定める。

2 感染症

予防等に努める感染症は、以下のとおりとする。

(1)集団感染を引き起こす可能性がある感染症

インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎 (ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等)、疥癬、結核等

- (2) 感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 (MRSA 感染症)、緑膿菌感染症等
- (3) 血液、体液を介して感染する感染症 肝炎(B型肝炎、C型肝炎)等

3 責務と役割

- (1)事業所における感染症の予防等に係る取組みの責任者は、所長とし、協会における責任者は会長とする。
- (2) 所長は、感染症の感染拡大は、利用者の生命と生活を脅かすことのみならず、法人としての事業経営に大きな困難をもたらすことを十分に認識し、専任の担当者として感染症の予防等に取り組む。
- (3)事業所の職員は、利用者の安全管理の観点から感染対策は極めて重要であることに留意し、サービスの提供と予防等に努める。

4 推進組織(感染対策委員会)の設置

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な 対応を行うため、感染症対策委員会(以下「委員会」という)を協会に設置する。

- (1)委員会の運営責任者は看護協会担当常務理事とし、委員長を務める。
- (2)委員会は、会長、専務理事、常務理事、事務局長、総務部長、各事業所の専任の感染対策を担当す

る者(以下、「担当者」という。)で構成する。

- (3)委員会は、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議 体と一体的に行う場合がある。
- (4) 委員会は、定期的(年2回以上)に行う。また、必要がある場合は、臨時に開催する。
- (5) 委員長は、その必要があると判断した場合は、オブザーバーとして有識者を委員会に招聘し、感染 症の予防等に係る取組みについての助言や指導を仰ぐことができる。
- (6) 委員会では、主に以下のことについて協議等を行う。
 - ア 指針・マニュアル等の整備・見直しに関すること
 - イ 感染症の予防等のための推進組織に関すること
 - ウ 感染症の予防等のための取組みや基本的な対応・対策に関すること
 - エ 事業所における職員研修・教育計画及び実施状況に関すること
- (7) 事業所の委員は、委員会の開催結果を職員に周知する。

5 感染症の予防等のための取組み等

感染症の予防等のための主な取組みや基本的な対応・対策は、次のとおりとする。

- (1) 平常時 別紙1のとおり。
- (2) 発生時 別紙2のとおり。

6 職員に対する研修の実施

事業所の担当者は職員に対し、感染症対策の基礎的内容等の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした研修及び訓練(シュミレーション)」を実施し、記録する。

- (1) 感染対策に関する研修を年1回以上実施する。
- (2) 新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。
- (3) 事業所内で感染が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する。
- (4) 所長は、職員が外部機関主催研修に積極的に参加できるよう支援する。

7 指針の閲覧

「感染症の予防及びまん延防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者および家族がいつでも閲覧できるようにする。

8 その他感染の予防及びまん延防止に必要な事項

事業所の担当者は、感染症の予防及びまん延防止のための事業所内研修の他、事業所外で実施する研修にも参加し、適切で確実な感染対策を実践して感染の予防及びまん延防止に努める。"

附則

- この指針は、令和6年 3 月11日より施行する。
- この指針は、令和6年10月31日(委員会決議の日)より施行する。

平常時の取り組み

(1)利用者の健康管理

職員は、利用者の健康管理のため、以下を行うものとする。

- ① サービス提供開始時における感染症既往歴やワクチン接種歴等の把握
- ② サービス提供時における利用者の体調把握、通常と異なる症状が認められた場合の医師への速やかな報告
- ③ 利用者及びその家族への標準的な感染予防策の説明、説明後の対策の実施状況の把握

(2) 職員の健康管理

所長は、職員の健康管理のため、以下を行うものとする。

- ① 採用時における感染症既往歴やワクチン接種歴等の把握
- ② 定期健診の確実な受診、ワクチンの確実な接種
- ③ 職員の体調の把握
- ④ 職員や職員の家族が感染症に感染した場合の対応の説明
- ⑤ 研修等を通じた自己管理の重要性についての啓発

(3)標準的な感染予防策

所長及び職員は、標準的な感染予防策として、以下の対策を講じるものとする。

- ① 職員の感染予防策
 - ア 手洗い、手指消毒の実施
 - イ 個人防護具の使用
- ② 利用者の感染予防の支援
 - ア 日常的な手洗い習慣が継続できるよう支援
 - イ 認知症等により清潔行為の実施が難しい場合は、手洗いの介助、拭き取り等
- ③ 衛生資材の備蓄

ア 十分な必要物品 (アルコール、マスク、手袋、ガウン、フェイスシールド等) を確保し管理

(4) 衛生管理

所長及び職員は、衛生管理に必要な以下の対策を講じるものとする。

- ① 事業所内を清潔に保つための整理整頓、清掃の実施
- ② 換気の実施

発生時の取り組み

(1)発生状況の把握

所長及び職員は、感染症が発生した場合や、発生が疑われる状況が生じた場合は、以下により速や かに報告するものとする。

- ① 利用者と職員の症状の有無等について、速やかに所長に報告する。
- ② 所長は、職員から報告を受けた場合は、他の職員と情報を共有するとともに、担当常務理事に報告する。

(2) 感染拡大の防止

所長及び職員は、感染症が発生した場合や、発生が疑われる状況が生じた場合は、その拡大を防止するため、以下の対応・対策を講じるものとする。

- ① 職員を介して感染が拡大しないよう自身の手洗いや手指消毒等を徹底
- ② 必要に応じて事業所内を消毒
- ③ 必要に応じて感染した利用者に対してサービス提供を行った職員は自宅待機

(3) 関係機関との連携

所長及び職員は、感染症が発生した場合や、発生が疑われる状況が生じた場合は、関係機関との間で以下の報告等を行なう。

- ① かかりつけ医・協力医療機関との連携
 - ア 感染者及び感染疑い者の状態を報告し、対応方法を確認する。
 - イ 診療を依頼する。
 - ウ かかりつけ医・協力医療機関からの指示内容を事業所内で共有する。
- ② 保健所との連携
 - ア 疾病の種類、発生状況により、必要に応じて感染者及び感染疑い者の状況(人数、症状、施 設における対応状況)等を報告する。
 - イ 上記の報告に対する指示を確認し、全職員で共有する。
- ③ 市町村や居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等との連携
 - ア 疾病の種類、発生状況により、必要に応じて感染者及び感染疑い者の状況(人数、症状、施設における対応状況)等を連絡する。
 - イ 上記の連絡に対する指示を確認し、全職員で共有するとともに、担当常務理事に報告する。